

平成 2 1 年度食品安全委員会運営計画（平成 2 1 年 3 月 2 6 日食品安全委員会決定）のフォローアップについて（案）

平成 2 2 年 6 月

目次

第 1	平成21年度における委員会の運営の重点事項	1
第 2	委員会の運営全般	2
1	会議の開催	
①	委員会会合の開催	
②	企画専門調査会の開催	
③	リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④	緊急時対応専門調査会の開催	
⑤	食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
⑥	専門調査会の連携の確保	
2	平成20年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成22年度食品安全委員会運営計画の作成	
①	平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
②	平成22年度食品安全委員会運営計画の作成	
第 3	食品健康影響評価の実施	4
1	リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
2	食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
3	委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
①	自ら食品健康影響評価を行う案件の選定	
②	自ら食品健康影響評価の実施	
4	食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5	食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4	リスクコミュニケーションの促進	9
1	意見交換会の開催	
2	リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3	全国食品安全連絡会議の開催	
4	食品安全モニターの活動	
5	情報の提供・相談等の実施	
6	リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7	食育の推進への貢献	
第 5	緊急の事態への対処	15
1	緊急時対応訓練の実施	
2	緊急事態への対処体制の整備	
第 6	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	16
1	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2	国際協調の推進	
3	外部の専門家とのネットワークの形成	
第 7	食品の安全性の確保に関する調査	17
	【別添資料】	18

項 目	記 載 事 項	実 施 状 況
第1 平成21年度における委員会の運営の重点事項	<p>1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。</p>	<p>平成21年度においては、当運営計画に基づき、重点事項を中心にその円滑かつ着実な実施に取り組んできたところであり、概ね計画どおりの進捗状況を確認できたものと考えている。</p> <p>しかし、計画に達しなかった事業やより高いレベルを目指すべき課題もあることから、当フォローアップの結果を踏まえ、平成22年度事業に取り組むこととする。</p>
	<p>2 「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。</p>	<p>○ 4月30日の第284回委員会会合及び1月7日の第315回委員会会合において、「『食品安全委員会の改善に向けて』に基づく改善への取組工程と改善の進捗状況」について、事務局から報告。</p>
	<p>3 平成21年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、調査審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。 ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。 ・ リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーションの育成を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。 ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。 ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、次期食品安全総合情報システムの開発を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供する。 ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。 	<p>【重点事項の実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポジティブリスト制度関係 [第3の1] に記載 ・ 評価ガイドライン関係 [第3の2] に記載 ・ 食品健康影響評価技術研究関係 [第3の5] に記載 ・ リスクコミュニケーション関係 [第4の1及び2] に記載 ・ 国民等への情報発信関係 [第4の5] に記載 ・ 情報収集関係 [第6の1] に記載 ・ 国際対応関係 [第6の2] に記載

<p>第2 委員会の運営全般</p>	<p>1 会議の開催</p> <p>① 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p>	<p>○ 46回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時からすべて公開で開催。</p>
	<p>② 企画専門調査会の開催</p> <p>四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日委員会決定）のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成21年5～6月ごろ） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ） ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～11月ごろ） ・ 基本的事項のフォローアップ、平成22年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成22年1～2月ごろ） ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項 <p>また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。</p>	<p>○ 4回開催</p> <p>第30回会合（6月23日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて審議し、了承。 ・ 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議し、了承。 <p>第31回会合（9月29日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会が自ら行う食品健康影響評価（以下「自ら評価」という。）の候補として4案件について審議した結果、引き続き、4案件について情報を収集・整理し、次回再度検討することとなった。 <p>第32回会合（12月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自ら評価」案件の選定について審議し、案件候補として、以下の2案件を委員会へ報告することを決定。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価 アルミニウムに関する食品健康影響評価</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について審議。 <p>第33回会合（2月16日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度食品安全委員会運営計画について審議し、了承。
	<p>③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催</p> <p>おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において、今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえたリスクコミュニケーションの着実な推進方策 ・ 平成20年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策 ・ 平成20年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成21年4～5月ごろ） 	<p>○ 5回開催</p> <p>第44回会合（4月27日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会、厚生労働省及び農林水産省が平成20年度に実施したリスクコミュニケーションの取組について審議。 ・ 上記三府省の平成21年度におけるリスクコミュニケーションに関する運営計画について審議。 <p>第45回会合（8月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」において、今後検討すべき内容として掲げられている「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」及び「食育」について審議。 <p>第46回会合（9月16日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に係る取りまとめ案について審議し、最終的な取りまとめは座長一任とした上で、了承。 ・ 「食育」に係る取りまとめ案について審議し、了承。 ・ 委員会におけるリスクコミュニケーションの実施状況について審議。 <p>第47回会合（11月11日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーション専門調査会の今後の進め方について審議。 <p>第48回会合（1月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の委員会のリスクコミュニケーションの実施について審議。 ・ 食品安全確保総合調査について審議。

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

○ 3回開催

第29回会合(7月29日)

- ・平成21年度におけるこれまでの緊急時対応について審議し、了承。
- ・平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練について審議し、了承。
- ・緊急事態等における食品安全委員会の情報提供の充実について検討。

第30回会合(12月15日)

- ・緊急時対応マニュアルの見直しについて審議し、了承。
- ・平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練(一部変更)について審議し、了承。

第31回会合(3月26日)

- ・平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成22年度緊急時対応訓練計画(案)について審議し、了承。
- ・平成22年度緊急時対応専門調査会の進め方について審議し、了承。
- ・食品安全委員会緊急時対応手順書(仮称)骨子について検討。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

(1) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

計 147回開催

・ 添加物専門調査会	14回
(うち高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性 についての新開発食品・添加物合同専門調査会	4回)
・ 農薬専門調査会	44回
・ 動物用医薬品専門調査会	18回
・ 器具・容器包装専門調査会	6回
(うち生殖発生毒性等に関するワーキンググループ	4回)
・ 化学物質・汚染物質専門調査会	14回
(うち鉛ワーキンググループ	5回)
・ 微生物・ウイルス専門調査会	6回
・ プリオン専門調査会	8回
・ かび毒・自然毒等専門調査会	5回
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	11回
・ 新開発食品専門調査会	9回
(うち高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性 についての新開発食品・添加物合同専門調査会	4回)
・ 肥料・飼料等専門調査会	5回
・ 食品による窒息事故に関するワーキンググループ	7回

(注)開催回数には部会等の開催回数も含まれる。

(2) 調査審議の効率化

○ 以下のとおり調査審議の効率化に努めた。

- ・ 「企業申請品目に係る標準処理期間について」(平成21年7月16日委員会決定)を策定し、平成22年1月1日からタイムクロック制を導入することを決定した。
- ・ 動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途がある物質については、専門調査会

		<p>の所掌を見直し、肥料・飼料等専門調査会に一体化して調査審議を実施することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日委員会決定）を策定し、既に評価結果を有している評価対象について意見を求められた場合の効率的な調査審議を開始した。 ・ 遺伝子組換え技術を用いた動物用医薬品であるワクチンについて、動物用医薬品専門調査会に、遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員及び専門参考人の参画を得て審議を行った。 ・ 「こんにやく入りゼリーを含む窒息事故の多い食品の安全性」に係る食品健康影響評価の調査審議を行うため、「食品による窒息事故に関するワーキンググループ」を設置した。 ・ 農薬「メトコナゾール」の評価に際し、農薬専門調査会に発生毒性試験に関するワーキンググループを設置することとした。
	<p>⑥ 専門調査会の連携の確保 委員会と専門調査会の意思疎通を図るとともに、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うため、専門調査会座長会を年1回以上開催する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会の横断的座長会を1月14日に開催した。 ○ 評価系専門調査会については、分野ごとの話題の共通性に配慮し、化学物質系分野の座長会を12月3日に、生物系・新食品等分野の座長会を12月4日に開催した。
	<p>2 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成22年度食品安全委員会運営計画の作成</p> <p>① 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成21年5～6月ごろ） 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について、6月23日の第30回企画専門調査会で審議し、7月9日の第293回委員会会合において決定した。
	<p>② 平成22年度食品安全委員会運営計画の作成（平成22年1～3月ごろ） 平成22年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成22年度食品安全委員会運営計画について、2月16日の第33回企画専門調査会で審議し、平成22年4月1日の第326回委員会会合において決定した。
<p>第3 食品健康影響評価の実施</p>	<p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、平成21年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。</p> <p>① 平成20年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成21年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。 <p>① 平成20年度までに食品健康影響評価を要請された案件の平成21年度中の評価終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度までに評価要請のあった案件については、資料の揃った案件から着実に調査審議を進めているところ。

る。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

- ② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、専門調査会の運営方法の見直しや、調査審議の前段階での事前検討の徹底を行うとともに、複数の専門調査会にまたがる品目の調査審議方法の改善を行うなど、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。
- ③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会で行っている評価ガイドライン起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。また、器具・容器包装の評価ガイドラインについて、平成19年度に終了した当該分野に関する食品健康影響評価技術研究の結果をもとに、起草作業を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

平成21年度においては、企画専門調査会において調査審議する委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、案件選定の間口を広げる観点から、従来からの委員会が整理した情報に基づく案件候補に、新たに食品安全モニターなどから募集した案件候補を加え

〔参考〕

- ・ これまでのリスク評価対象案件数
1315案件（うち今年度に評価依頼のあった案件175案件）
- ・ これまでに評価が終了した案件数
886案件（うち今年度に評価を終了した案件145案件）

- 審議の過程で必要な資料が不足していることが判明したときには、速やかにリスク管理機関に資料要求を行った。
- 調査審議の透明性を可能な限り確保する観点から、審議内容等のホームページ上での公開に努めた。ただし、知的財産や個人情報の点から公開になじまないものについては、引き続き非公開扱いとした。

② ポジティブリスト制度に係る食品健康影響評価の実施

- 動物用医薬品及び飼料添加物の両方の用途がある物質については、専門調査会の所掌を見直し、肥料・飼料等専門調査会に一体化して調査審議を実施することを決定した。

③ 清涼飲料水の規格基準に係る評価案件の審査実績

- 案件の優先度に従い評価を進めるとともに、「ベンチマークドース（BMD）アプローチを用いた評価について」を作成し、審議を効率化した。
- 今年度調査事業において、未審議の14物質に関する知見の収集を行った。

- 農薬、動物用医薬品、飼料・飼料等及び器具・容器包装について、各専門調査会において、ガイドライン策定に向けて検討を開始した。

- 添加物について評価ガイドラインの作成に必要な調査審議を行い、国民からの意見・情報の募集を行った。

① 「自ら評価」案件の選定

- 食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた情報等に基づき、「自ら評価」案件候補として4案件を抽出し、第31回及び第32回企画専門調査会において審議した結果、以下の2案件について「自ら評価」案件候補として選定し、委員会に報告することを決定した。

- ・ トランス脂肪酸に関する食品健康影響評価
- ・ アルミニウムに関する食品健康影響評価

ることを試みる。

これに伴い、企画専門調査会に必要な応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において平成21年度内に委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定を行う。

また、委員会自らが食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

なお、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ等について、引き続き、微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

また、委員会は、必要に応じて、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した上記案件について、調査審議の状況や今後の見通しに関して専門調査会から報告を受け、今後の取扱い方針を検討する。

○ 食品安全モニターのうち平成20年度から依頼している方々（235名）に対し、平成21年度の「自ら評価」案件候補について、試行的に募集を行った。

○ 2月4日の第319回委員会会合において、企画専門調査会の審議結果を報告し、「自ら評価」案件として上記の2案件が了承され、最終決定する前に国民からの意見・情報の募集を行うことを決定した。

○ 上記の2案件について、2月4日から3月5日まで国民からの意見・情報の募集を行った結果、3月18日の第324回委員会会合において、「自ら評価」を行うことが決定された。

○ なお、「トランス脂肪酸」に関しては、新開発食品専門調査会において調査審議を行うこととし、「アルミニウム」に関しては、まずは必要なデータ収集を行うこととされた。

② 「自ら評価」の実施

(1) 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価

○ 6月に「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」について評価を終了した。

○ 残りの優先評価3案件については、微生物・ウイルス専門調査会から委員会に対して評価の実行可能性等に関する審議結果の報告が行われた。

(2) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価

○ 意見交換会の結果等を踏まえ、「自ら評価」を実施することを決定し、平成19年8月に評価対象国14か国へ質問書を発出した。

○ 現時点で、13か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン、ホンジュラス）から回答を得ているが、1か国（中国）からは回答を得ていない。

○ また、韓国を「自ら評価」の対象に加えることを決定し、平成21年10月に質問書を発出した。（現時点で回答は得ていない。）

○ オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカラグア、ブラジル、ハンガリーの8か国について、2月に評価を終了した。

○ バヌアツ、アルゼンチン、ニュージーランドの3か国については、専門調査会での実質的な審議を終え、評価書（案）の取りまとめを行っているところ。

(3) 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

○ 化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、調査審議を行った。ワーキンググループとして得た結論は中間取りまとめをして公表することとし、新たな知見の蓄積とその検討を待つ最終的な評価結果を取りまとめることとされた。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成21年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成21年9月ごろ及び平成22年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

特に、平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

(4) 食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価

- 平成20年度に委員会において「自ら評価」の実施を決定。
- 化学物質・汚染物質専門調査会において、「食品中に含まれるヒ素の食品健康影響評価に関する調査」（平成20年度実施）の内容を踏まえて具体的な方向性を検討し、化学形態別に評価していくこととされた。
- また、効率的な審議を行うため、上記調査に関与した専門委員及び疫学、統計学等に見識のある専門委員からなる小グループを構成し、ヒ素に関する知見を検討することとされた。

(5) デオキシニバレノール及びニバレノールに関する食品健康影響評価

- 平成20年度に委員会において「自ら評価」の実施を決定。
- かび毒・自然毒等専門調査会において調査審議を開始した。

(6) オクラトキシンAに関する食品健康影響評価

- 平成20年度に委員会において「自ら評価」の実施を決定。（ただし、かび毒2案件については、デオキシニバレノール及びニバレノールから優先的に調査審議を行うこととされている。）
- 食品安全確保総合調査を活用して、評価に必要なデータの収集・整理を行った。

- 4月に厚生労働省及び農林水産省に対して実施した第10回調査の結果について、第283回委員会会合（4月23日）において報告。

〔調査対象〕

- ・ 平成20年4月から平成20年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（6分野89品目）及び前回（第9回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（6分野94品目）

〔結果概要〕

- ・ 前回（第9回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目を含め、分野別に以下の品目数について結果報告した。

〔 添加物：21品目、農薬：68品目、動物用医薬品：59品目、
化学物質・汚染物質：19品目、遺伝子組換え食品等：7品目、
新開発食品：3品目、肥料・飼料：6品目 〕

- 10月に厚生労働省及び農林水産省に対して実施した第11回調査の結果について、第307回委員会会合（10月29日）において報告。

〔調査対象〕

- ・ 平成20年10月から平成21年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野78品目）及び前回（第10回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（6分野122品目）

〔結果概要〕

- ・ 前回（第10回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった品目を含め分野別に以下の品目数について結果報告した。

添加物：14品目、農薬：102品目、動物用医薬品：48品目、
化学物質・汚染物質：23品目、かび毒・自然毒：1品目、
遺伝子組換え食品等：5品目、新開発食品：3品目、肥料・飼料：4品目

- 第10回調査時点で具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目に関する検討状況のフォローを行い、第307回委員会会合（10月29日）において、事務局からその結果を報告した。さらに、第307回委員会会合における指摘を踏まえ、リスク管理機関に対するヒアリングの実施など必要な対応を行うことにより、施策の検討状況をより詳細に把握し、第309回委員会会合（11月12日）において、事務局からその結果を報告した。
- 2月に厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に対し第12回目調査を依頼
[調査対象]
 - ・ 平成21年4月から平成21年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（8分野72品目）及び前回（第11回）までの調査において具体的なリスク管理措置が講じられていなかった評価品目（7分野126品目）

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

- ① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。
なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、研究に応募する者の範囲を広げる。
- ② 平成20年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

- ① 食品健康影響評価技術研究の研究領域の設定及び公募
 - 平成21年度新規食品健康影響評価技術研究については、4月2日の第280回委員会会合において、別添資料1のとおり、3研究領域の6課題を研究課題として採択した。
 - 平成19年度及び平成20年度に採択した食品健康影響評価技術研究の課題については、中間評価の結果を踏まえて、別添資料2のとおり継続して実施している。
 - 11月に、中間評価、事後評価のより適切な実施、研究成果の公表及び活用の促進、リスク評価により直結する研究領域候補の募集等のための「食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領」等の改正を行った。
 - 平成22年度新規研究課題の選定について、11月に、食品安全委員会委員及び食品安全委員会専門委員から研究領域案を募集し、12月10日の第313回委員会会合において、別添資料3のとおり4研究領域を決定し、募集を行った。応募のあった課題については、事前評価を行い、3月24日に研究課題の候補を選定した。
- ② 平成20年度に完了した研究課題の事後評価の実施及び研究成果の普及
 - 平成20年度終了課題（7課題）の事後評価については、7月16日の第294回委員会会合において、別添資料4のとおり決定し、評価結果を研究者に通知するとともに、その結果を委員会ホームページにて公開した。
 - ・ 事後評価結果：「目標以上の結果が得られた」が4課題、「目標を達成した」が1課題、「概ね、目標を達成した」が2課題
 - また、得られた研究成果については、食品安全委員会のホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を9月3日に開催した「平成21年度食品安全委員会研究成果発表会」にて発表した。

	<p>③ 平成21年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。</p> <p>④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。</p>	<p>③ 平成21年度に実施中の研究課題の中間評価の実施及び研究受託者に対する実地指導の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究受託者に対する実地指導に先立ち、9月に「平成21年度食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル」を策定し、各研究受託者に周知し、11月以降、順次計画的に研究受託者に対して実地指導を行った。 ○ 平成21年度実施課題（平成21年度に終了する課題を除く）について中間評価を行い、その結果を3月4日の第322回委員会会合において決定した。 <p>④ 「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4月8日に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、平成21年度予算や研究の実施状況等について情報交換を行った。
<p>第4 リスクコミュニケーションの促進</p>	<p>リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、引き続き参加型の運営を目指す。</p> <p>1 意見交換会の開催</p> <p>意見交換会については、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力も得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。</p> <p>具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、対象者、開催方法、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの ・ リスク管理措置がとられているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の必要があるもの ・ リスク分析の考え方 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクコミュニケーション専門調査会において審議・了承された「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を踏まえ、意見交換会の計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討し、以下のとおり意見交換会を43回開催した。 ※ 関係府省が連携して9回、委員会単独で7回、地方公共団体との共催で33回開催（いずれも延べ回数） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 5月26日 東京都「食の安全を科学する『サイエンスカフェ』第3話」（群馬県との共催） 6月3日 福岡県「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価について」 6月5日 東京都「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリの食品健康影響評価について」 6月26日 東京都「共に考えよう。食の科学『トワイライトセミナー』」 7月9日 岡山県「アフタヌーンカフェ～『安全な食べもの』って何だろう～」（岡山県との共催） 7月23日 徳島県「夏休み小学生自由研究お助け教室」（徳島県との共催） 7月29日 東京都「食品添加物に関する意見交換会」（秋田県・厚生労働省との共催） 8月3日 北海道「ジュニア食品安全委員会@札幌」（北海道・札幌市との共催） 8月5日 兵庫県「ジュニア食品安全委員会 食の安全って何だろう？」（兵庫県加古川市健康福祉事務所との共催） 8月7日 東京都「ジュニア食品安全委員会」 8月11日 広島県「食品のリスクを考えるワークショップ（広島）～知ろう防ごう食中毒～」（広島市・厚生労働省との共催） 8月21日 愛知県「ジュニア食品安全委員会～食の安全について学ぼう！～」（名古屋市との共催） 8月25日 岡山県「ジュニア食品安全委員会@おかやま～食の安全について学ぼう～」（岡山県との共催） 9月8日 愛知県「食品のリスクを考えるワークショップ（岡崎）～知ろう防ごう食中毒～」（愛知県・岡崎市との共催） 10月7日 福岡県「『食品の安全』に関するセミナー」（九州農政局福岡農政事務所との共催） 10月9日 石川県「アフタヌーンカフェ～「安全な食べもの」って何だろう～」（石川県との共催） 10月13日 秋田県「ジュニア食品安全委員会 inあきた」（秋田県との共催） 10月20日 東京都「ジュニア食品安全委員会@文京区」（文京区との共催） </div>

10月26日 栃木県「アフタヌーンカフェ」（宇都宮市との共催）

10月30日 兵庫県「アフタヌーンカフェ～『安全な食べ物』って何だろう～」（兵庫県との共催）

10月31日 岐阜県「ジュニア食品安全委員会in岐阜 アンゼンキングクイズ」（岐阜県との共催）

11月5日 岐阜県「ジュニア食品安全委員会in岐阜 アンゼンキングクイズ」（岐阜県との共催）

11月6日 徳島県「食品のリスクを考えるワークショップ（徳島）～どう思う？食品添加物～」（徳島県・厚生労働省との共催）

11月28日 愛知県「ジュニア食品安全委員会@おかざき～食の安全について学ぼう！～」（岡崎市との共催）

12月1日 大分県「食品のリスクを考えるワークショップ（大分）～どう思う？食品添加物～」（大分県との共催）

12月1日 岐阜県「ジュニア食品安全委員会@岐阜」（岐阜県との共催）

12月4日 北海道「アフタヌーンカフェ～『安全な食べ物』って何だろう～」（北海道との共催）

12月11日 東京都「食品安全セミナー『食品分野におけるナノテクノロジーの今～世界の動きを中心に～』」

12月15日 大阪府「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）」

12月18日 東京都「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）」

1月6日 岩手県「ジュニア食品安全委員会」（岩手県との共催）

1月15日 埼玉県「アフタヌーンカフェ～『安全な食べ物』って何だろう～」（埼玉県との共催）

1月22日 長崎県「アフタヌーンカフェ～『安全な食べ物』って何だろう～」（長崎県との共催）

1月26日 東京都「食の安全を科学する『サイエンスカフェ』第4話」（群馬県との共催）

1月28日 和歌山県「アフタヌーンカフェ～『安全な食べ物』って何だろう～」（和歌山県との共催）

1月29日 奈良県「食品のリスクとのつきあい方～食中毒をテーマに～」（奈良県との共催）

2月3日 群馬県「食品のリスクを考えるワークショップ（群馬）～気になる農薬～」（群馬県との共催）

2月19日 和歌山県「食品のリスクを考えるワークショップ（和歌山）『みんなで考えよう！「食の安全と安心」～どう思う？食品添加物～』」（和歌山県との共催）

2月24日 高知県「アフタヌーンカフェ～『安全な食べ物』って何だろう～」（高知県、高知市との共催）

2月26日 東京都「食品安全委員会セミナー『食品における微生物のリスク評価について』」

3月9日 兵庫県「食品のリスクを考えるワークショップ（兵庫）～どう思う？食品添加物～」（兵庫県との共催）

3月17日 岡山県「食品のリスクを考えるワークショップ（岡山）～遺伝子組換え食品ってどんなもの？～」（岡山県との共催）

3月23日 東京都「食品安全委員会セミナー『WHO国際ガン研究機構（IARC）における化学物質の評価の最新情報』」

○ 平成20年度における意見交換会の事後評価の結果、リスク評価に関する意見交換会の反省点として「専門用語が多いので用語集を用意すべきだった」が挙げられていたことから、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ」「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）」に関する意見交換会実施時に、「用語解説」の作成・配布を行った。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体との共催による「ジュニア食品安全委員会」を実施し、小学生とその保護者を対象として、食品の安全性に関するクイズや食品安全委員会委員との意見交換などを行った。 ○ リスクコミュニケーター育成講座の受講者の活用に加え、地域における意見交換会の新しい手法の一つとして、グループディスカッションによる参加者同士の話し合いを進めることによって、食の安全に関する理解を深めていく意見交換会を実施した。 ○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を98回行った。 ○ 7月に全国消費者団体連絡会との懇談会を行った。
<p>2 リスクコミュニケーション推進事業の実施</p> <p>地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。</p> <p>① 意見交換などの会議を円滑に進行する技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）及び科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成する「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施に努める。</p> <p>② 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）を推進する。</p>	<p>① 「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「リスクコミュニケーター（ファシリテーター）育成講座」 以下のとおり、全国で11回開催。 佐賀県（7月15日）、愛媛県（8月26日）、神奈川県（8月28日）、滋賀県（9月1日）、群馬県（10月14日）、京都府（10月23日）、広島県（11月10日）、高知県（11月19日）、岩手県（1月29日）、富山県（2月5日）、静岡県（2月10日） ○ 「リスクコミュニケーター（インタープリター）育成講座」 以下のとおり、全国で8回開催。 岡山県（7月8～9日）、石川県（10月8～9日）、兵庫県（10月29日）、北海道（12月3～4日）、埼玉県（1月14～15日）、長崎県（1月21～22日）、和歌山県（1月27～28日）、高知県（2月23～24日） <p>② 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グループディスカッションによる参加者同士の話し合いを進めることによって、食の安全に関する理解を深めていく意見交換会を、以下のとおり、全国で8回実施した。この意見交換会では、リスクコミュニケーター育成講座等の受講者がファシリテーター役として参加することにより、実践的活動における役割を直接示した。 8月11日：広島市、厚生労働省との共催 9月8日：岡崎市、厚生労働省との共催 11月6日：徳島県、厚生労働省との共催 12月1日：大分県、厚生労働省との共催 2月3日：群馬県との共催 2月9日：和歌山県との共催 3月9日：兵庫県との共催 3月17日：岡山県との共催

<p>③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する資材を製作し、その活用の促進にも努める。</p>	<p>③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する資材の製作及びその活用の促進</p> <p>○ リスクコミュニケーター育成講座等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションを推進する活動を行えるよう、必要な情報を提供した。</p> <p>[参考] 受講者からの要望により、各種パンフレットの提供、DVDの貸出し及びクロスロード設問例の提供等を行った。</p>
<p>3 全国食品安全連絡会議の開催</p> <p>委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。</p> <p>この連絡会議においては、地方公共団体のニーズ等を踏まえてテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図る。</p>	<p>○ 全国食品安全連絡会議のテーマ等に関するニーズ等を把握するための事前調査の結果を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーション専門調査会専門委員による講演 ・ 食品安全委員会のリスクコミュニケーションの新たな取組に関する情報提供 ・ 子供を対象とした食品安全分野における情報提供 ・ 消費者事故等に対する消費者庁の取組 <p>を内容とする平成21年度食品安全連絡会議を11月27日に開催した。</p>
<p>4 食品安全モニターの活動</p> <p>食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。</p> <p>また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成21年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を進める。</p> <p>その他、食品安全モニターに「リスクコミュニケーター育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。</p>	<p>○ 平成21年度食品安全モニターについては、4月1日に新規モニターとして235名（応募総数1,667名）を依頼した。なお、平成20年度からの継続モニター235名と合わせ、食品安全モニターは計470名としている。</p> <p>○ モニターの方々に委員会の取組等について知識及び理解を深めてもらうとともに、継続モニターからの地域における活動報告やモニター同士による意見・情報交換を行うため、5月22日から6月24日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）、食品安全モニター会議を開催した。</p> <p>[平成21年度における主な改善点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全モニターによる地域での食品安全に関する活動に資するよう、講演資料の電子媒体を希望者に配布 ・ 食品安全モニター相互の自発的交流を促進するため、希望を聴取の上、食品安全モニターの名簿を作成し、配布 ・ リスク管理機関が発行する食品安全に関する資料を配付 <p>○ 食品安全モニターの活動実績は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全行政等に関する意見等について338件（平成22年3月末現在）の随時報告があり、関係行政機関に回付するとともに、毎月、委員会会合において概要を報告した。 <p>[参考] 食品衛生管理関係：61件 リスクコミュニケーション関係：61件 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食品の安全性に関する意識等について」（7月実施）及び「食品安全委員会からの情報発信について」（1月実施）の課題報告を受け、委員会の取組のための参考とした。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。また、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努める。ホームページについては、一層の内容等の充実や迅速な更新、メールマガジン等との連携を図る。

さらに、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進するとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

〔参考〕

「食品の安全性に関する意識等について」においては、毎年継続して実施している調査や平成20年10月に一般の方々2,000名を対象に実施したインターネット調査との比較を行った。

「食品安全委員会からの情報発信について」においては、ホームページやメールマガジン等の改善に資するため、委員会からの情報発信についての調査を行った。

(1) ホームページ等による情報提供

○ 委員会のホームページにおいて、以下の情報を掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。また、食の安全ダイヤル等を通じて、国民の関心等の把握に努め、関心の高いと思われる食品の安全性に関する事案について「重要なお知らせ」等としてホームページへの速やかな掲載、情報提供に努めた。

・ 妊娠中の食生活において留意いただきたいことを簡便かつ平易に取りまとめた妊婦の方向けの情報提供ページをホームページに設けた。(11月26日掲載)

・ 「重要なお知らせ」としてホームページに掲載した情報

「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況に関する厚生労働省からのお知らせ(4月25日掲載)」、「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況について(豚インフルエンザに関連する情報)(4月27日掲載)」、「食品安全委員会委員の任命及び委員長談話(7月1日掲載)」、「新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)に関する情報(10月21日掲載)」

○ また、利用者にとってより利便性が高く、活用しやすいホームページ環境となることを目指し、ホームページと「食品安全総合情報システム」を統合した。

○ 電子メールを用いた配信サービス(いわゆるメールマガジン)においては、委員会等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約8,100名(平成22年3月末現在)の会員に対し配信した。

〔参考〕

平成21年3月末 : 約6,900名

平成22年3月末 : 約8,100名

○ また、食品の安全性に関する事案についての情報をホームページへ掲載した際、その旨速やかにお知らせするために臨時のメールマガジンを発行するとともに、地方公共団体へ情報提供を行った。

〔参考〕

4月25日: 「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況に関する厚生労働省からのお知らせ」

4月27日: 「メキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況について(豚インフルエンザに関連する情報)」

7月1日: 「食品安全委員会委員の任命及び委員長談話」

10月21日: 「新型インフルエンザ(インフルエンザA/H1N1)に関する情報」

	<p>○ メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組として、食品安全委員会の移転のお知らせを地方公共団体や関係団体に行った際等に、メールマガジンについても併せて周知を図ったほか、紙面について標記の簡略化により、より見やすく読みやすいものとなるよう工夫を行った。</p> <p>(2) 季刊誌「食品安全」等による情報提供</p> <p>○ 季刊誌「食品安全」については、7月に「体細胞クローン牛・豚由来食品のリスク評価」及び「かび毒（総アフラトキシン）のリスク評価」を特集した第19号を、10月に「食中毒原因微生物カンピロバクターのリスク評価」を特集した第20号を、1月に「遺伝子組換えパパイアのリスク評価」を特集した第21号を、3月に「BSEが発生していない国を対象とした輸入牛肉・牛内臓のリスク評価」を特集した第22号をそれぞれ発行した。</p> <p>(3) 広報等の活用</p> <p>○ 6月23日に、「残留基準値のもつ意味合い～ADI、残留基準値と食品の安全性～」をテーマとして、マスメディア関係者との勉強会を実施。また、7月1日に、食品安全委員会委員の就任記者会見を行った。</p> <p>○ 報道関係者に対して、委員会会合の開催案内などのプレスリリースについて、電子メールによる配信を行った。</p> <p>○ 生活協同組合コープかながわ主催「たべる、たいせつ つくる、たいせつ」フェスティバル（4月）、全国食育推進大会（6月）、岡崎市食育メッセ（11月）においてブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類を配布した。</p> <p>(4) 食の安全ダイヤル</p> <p>○ 一般消費者等から655件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載した。</p> <p>〔参考〕</p> <p>当委員会関係 : 136件 食品の安全性関係 : 111件 食品一般関係 : 384件 等</p> <p>(5) 委員会が行った情報発信について、内容の分かりやすさ等の評価を把握するため、食品安全モニターに対して課題報告として調査を行った。（1月実施）</p>
<p>6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整</p> <p>委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。</p>	<p>○ 関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を23回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性などリスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。</p>

	<p>7 食育の推進への貢献</p> <p>食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関して情報の提供や意見交換を促進し、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。</p> <p>特に、平成21年度においては、子どもを対象としたリスクコミュニケーションを幅広く展開し、子どもに対する食の安全の啓発を積極的に推進するとともに、食品安全委員会の活動等に関する理解を広げる観点から学校教育との連携の取組みに力を入れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月13・14日に島根県で開催された第4回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。 ○ 平成19年、20年に引き続き、8月7日に、小学校高学年を対象として、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を開催し、意見交換や食に関するクイズを行った。 ○ 地方公共団体との連携により、「ジュニア食品安全委員会」など子供を対象とした意見交換会について、以下のとおり、全国で11回開催した。 徳島県（7月23日）、北海道（8月3日）、兵庫県（8月5日）、愛知県（8月21日）、岡山県（8月25日）、秋田県（10月13日）、東京都文京区（10月20日）、岐阜県（10月31日、11月5日）、愛知県岡崎市（11月28日）、岩手県（1月6日） ○ 訪問学習の受け入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を行った。 ○ 家庭科教員の免許状更新講習へ講師の派遣を行った。 ○ 「どうやって守るの？食べ物の安全性」や季刊誌「食品安全」のキッズボックスなどの分かりやすい資料を活用し、食品の安全性に関する情報提供を行った。 ○ 学校教育において食の安全に関する基礎的な知識が学習できるよう教育機関・関係団体等との連携を促進するため、平成21年度の調査事業において、中学生を対象とした家庭科の副読本を作成。 ○ 食品の安全性について理解促進を図るためのDVDソフトとして作成した、「気になる食品の安全性 みんなで学ぼうリスク分析」及び「食品安全の基礎知識 クイズで学ぶリスク評価」を配布。 ○ 小学校高学年を対象とした、アニメーションを使用した分かりやすいDVDソフト「考えてみよう！！食べ物の安全性～食品添加物や残留農薬について～」を作成。
<p>第5 緊急の事態への対処</p>	<p>1 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月23日の第283回委員会会合において、平成21年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画を決定した。 〔計画の内容〕 今年度は、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上、効果的な広報技術の習得を重点課題とし、訓練を実施する。 ○ 一層実効性のある訓練にするため、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計とし、平成21年11月から平成22年1月までの間に職員を中心に実務研修を実施し、1月29日に一日かけた確認訓練を実施した。
	<p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 7月29日の第29回緊急時対応専門調査会において、新型インフルエンザ発生事案等に対する委員会の緊急時対応について検証を行った。 ○ 新型インフルエンザに関する情報のほか、腸管出血性大腸菌O157による食中毒に関する情報やクレンブテロールが中国産豚肉加工品から検出されたことに関す

	<p>直しを行う。</p> <p>また、緊急時には危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供のあり方について更に検討を進める。</p>	<p>る情報、スギヒラダケの摂取に関する情報について、ホームページで科学的知見等の情報提供を行った。</p> <p>○ 9月1日に消費者庁が設置され、消費者行政推進基本計画に基づき、消費者庁が緊急時において対策本部を主宰するなど司令塔機能を担うこととなったことを踏まえ、「食品安全委員会の改善に向けて」において食品健康影響評価に係る改善方策の1つである「緊急の案件に柔軟に対応するための改善」を図るため、12月15日の第30回緊急時対応専門調査会において、当該業務に関連する緊急時対応マニュアルの見直しについて審議した。</p> <p>○ 7月29日の第29回緊急時対応専門調査会及び3月26日の第31回緊急時対応専門調査会において、緊急事態等において委員会の情報提供を一層迅速で理解しやすいものに充実させるための方策について検討を行った。</p>
<p>第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p>	<p>1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供</p> <p>委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつ分かりやすく国民に提供する。</p> <p>このため、食品安全総合情報システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに、登録された情報を基に委員会が自ら行う食品健康影響評価に資する情報の整理分析やファクトシート等の作成・更新を進める。</p> <p>また、平成22年3月の運用開始に向けて次期食品安全総合情報システムの開発を行う。なお、次期食品安全総合情報システムにおいては、ホームページとの連携を強化し、利便性の向上を目指す。</p>	<p>○ 「食品安全総合情報システム」に登録されている情報については、委員会のホームページ上で運用を行い、個人情報や知的財産に関わる情報の保護に十分配慮しつつ、広く国民に提供した。</p> <p>○ 同システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を、随時実施した。</p> <p>○ また、(次期)食品安全総合情報システムについては、2月22日から運用を開始した。</p> <p>○ 緊急事態等においては、危害要因についての科学的な情報を迅速に整理し、委員会のホームページ上で提供した。</p> <p>○ 最新かつ正確な食品安全情報について、関係省庁との情報の共有化をさらに推進するとともに、「自ら評価」やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理・分析を行った。</p>
	<p>2 国際協調の推進</p> <p>コーデックス委員会(Codex)各部会、経済協力開発機構(OECD)タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。</p> <p>また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>さらに、EFSA等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。</p>	<p>(1) 国際会議等への派遣</p> <p>○ 平成21年度においては、WHOナノテクノロジー専門家会合、コーデックス委員会各部会、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し(22回)、必要に応じ委員会に報告するなど、情報の共有を図った。</p> <p>(2) 海外研究者の招聘</p> <p>○ 海外の研究者等を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施し、科学的知見の充実を図った。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10月25日～30日 米国食品医薬品局 フランシス・リン博士 欧州食品安全機関 アレキサンダー・フェイゲンバウム博士 ・ 12月8日～13日 オーストラリア・ニュージーランド食品安全基準機関 アンドリュー・バートーロマス博士 ・ 2月21日～27日 カナダ保健省 ジェフリー・ファーバー博士 ・ 3月21日～26日 国際がん研究機構 ビンセント・ジェームス・コグリアーノ博士 </div>

		<p>(3) 欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 12月7日に、EFSAを訪問し、委員会とEFSAとの協力文書（MoC:Memorandum of Cooperation）を締結し、委員会の毎月の活動状況をはじめとした情報交換を開始した。 <p>(4) 海外への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各国の食品安全に関する行政担当者を中心とした化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG: International Food Chemical Safety Liaison Group）に参加（電話会議4回（5月、10月、2月、3月）、Face to Face会議1回（イタリア））し、日本における化学物質の安全性に関する評価等の情報発信、情報交換を行った。 ○ 食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページにおいて、委員会の毎月の活動状況を発信する等の充実を図った。
	<p>3 外部の専門家とのネットワークの形成</p> <p>食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに着手する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会、薬剤師会、獣医師会、栄養士会に対し、連携を働きかけるとともに、情報提供を行った。
<p>第7 食品の安全性の確保に関する調査</p>	<p>リスク評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成21年度に実施する課題を6月ごろまでに選定するとともに、よりの確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。</p> <p>なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要性が生じた場合には、随時、調査課題を選定する。</p> <p>また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度においては、11月までに、別添資料5のとおり、13課題を調査課題として選定し、調査実施機関と請負契約を行い、調査を実施した。 ○ 選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等を委員会のホームページ等で公開した。

なお、特段の断りがない限り、平成22年3月31日現在の実績とする。

平成 2 1 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域	
	・ 内分泌かく乱作用が疑われる化合物の実験動物を用いた低用量影響評価法の開発
	・ ビスフェノールAによる神経発達毒性の新たな評価手法の開発
② 食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域	
	・ かび毒・きのこ毒の発生要因を考慮に入れたリスク評価手法の開発
	・ 日本海沿岸地域における熱帯・亜熱帯性魚毒による食中毒発生リスクの評価法の開発
③ 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域	
	・ メラミンによる腎不全の発生機序の解明と健康影響評価手法の確立
	・ アルキルシクロブタノン類を指標とした照射食品の安全性解析

平成21年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<平成19年度採択課題(8課題)>

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発 ・ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析 ・化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築 ・毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究
② 食品に起因する病原微生物等(プリオン、薬剤耐性菌を含む)のリスク評価法に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発 ・腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析 ・食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発
③ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発

<平成20年度採択課題(8課題)>

研究領域	
	研究課題
① 食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究 ・日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定 ・メチル水銀の継続的負荷による毛髪/血液水銀濃度比の個体差の解明
② 食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究 ・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究 ・農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立
③ 新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用
④ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域	<ul style="list-style-type: none"> ・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立

平成22年度食品健康影響評価技術研究の研究領域一覧
(平成21年12月10日食品安全委員会決定)

- ① 食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域
 - ・胎児期、発達期の暴露による健康影響評価手法の開発
(キーワード: in vivo、発達障害、中枢・末梢神経機能、発がん、生殖機能、代謝・内分泌調節機能、薬物代謝酵素)
 - ・低用量暴露における量影響関係・量反応関係による健康影響評価手法の開発
(キーワード: 低用量暴露、用量影響、用量反応)

- ② 食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域
 - ・食品及びその原材料における食中毒起因微生物等の生存、増殖の評価手法の開発
(キーワード: 食中毒、微生物、生存、増殖)
 - ・有害微生物等の特性解析と健康影響評価手法の開発
(キーワード: 動植物由来微生物、微生物の特性、測定法、疫学調査)

- ③ 新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域
 - ・ナノテクノロジー利用食品・容器包装に関する健康影響評価手法の開発
(キーワード: 経口投与、動物実験、体内動態)
 - ・新たな危害要因の予測手法の開発
(キーワード: トランス脂肪酸、グリシドール脂肪酸エステル、3-MCPD脂肪酸エステル、分析法、体内動態、毒性)
 - ・ベンチマークドーズ法等を活用した新しい健康影響評価手法の開発
(キーワード: 無毒性量の推定)
 - ・ハイリスクグループ(高齢者、生活習慣病患者等)に対する健康影響評価手法に関する研究
(キーワード: 高齢者、生活習慣病、背景疾患、動物疾患モデル、疫学調査)

- ④ リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域
 - ・リスクコミュニケーションの対象(地域性、年齢、職種等)を考慮した介入試験による効果分析手法の開発
(キーワード: 情報提供手法、専門家/市民間の認知ギャップ、表現形式、情報要求)
 - ・リスク評価書の効果的なリスクコミュニケーション手法の開発
(キーワード: サイエンスコミュニケーション)

平成20年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

<平成18年度採択課題(7課題)>

研究領域		研究課題	評価結果
① 化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域			
		・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法	目標以上の成果が得られた。
		・一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発	概ね、目標を達成した。
② 食品に起因するvCJDのリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法の開発に関する研究領域			
		・BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合	目標を達成した。
		・vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究	目標以上の成果が得られた。
③ 食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域			
		・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究	目標以上の成果が得られた。
		・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究	目標以上の成果が得られた。
④ 健康食品等の安全性評価法に関する研究領域			
		・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究	概ね、目標を達成した。

平成21年度食品安全確保総合調査

番号	調査課題
1	平成21年度農薬等のポジティブリスト制度における対象外物質の食品健康影響評価に関する情報収集調査
2	清涼飲料水中の汚染物質に係る食品健康影響評価に関する調査
3	食品中に含まれるヘテロサイクリックアミンの安全性評価情報に関する調査
4	食品中でのヘテロサイクリックアミンの含有実態調査
5	食品の安全性に係るリスクコミュニケーションの効果に関する調査
6	食品の安全性に関する効果的な教育素材の開発に関する調査
7	デオキシニバレノール・ニバレノール及びオクラトキシンAに係る食品健康影響評価に関する調査
8	遺伝子組換え動物由来食品の安全性評価の検討のための基礎的調査
9	食品安全に係る緊急事態等に対応した情報提供の高度化に関する調査
10	食品分野におけるナノテクノロジー利用の安全性評価情報に関する基礎的調査
11	食品により媒介される感染症等に関する文献調査
12	ポジティブリスト制度施行に伴う暫定基準の設定された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する調査
13	食品の安全性に関する小学生向けの啓発素材に関する調査